

放課後等デイサービス・日中一時支援等

名称	目的	対象	利用時間
放課後等デイサービス (障害児通所支援)	生活能力向上のための 継続的な訓練	6～18歳	放課後 学校が休みの日
日中一時支援サービス (地域生活支援事業)	家族の就労支援や 休息を目的とした 一時的な預かり	年齢制限 なし	平日も利用可

■ 福祉サービス利用の手続き ■

福祉サービス利用開始時に必要となる手続きをご紹介します

放課後等デイサービス



日中一時支援サービス

利用希望あり

居住地市役所(福祉課)



- ① 利用希望する施設名
- ② 希望するサービス
- ③ おおまかな利用予定 を伝える
(例1) ○○○で放課後デイサービスを放課後に毎日利用したい
(例2) △△△で日中一時支援を土曜日に利用したい

指定相談事業所
(計画相談員)

サービス利用計画作成



受給者証発行

支給決定通知書発行

契約書



希望する施設 契約

1～2ヶ月

契約書



1～2週間

利用スタート